

社会福祉法人川島福祉会役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人川島福祉会（以下「法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、理事、監事及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬について定めるものとする。

(報酬)

第2条 役員等が理事会、評議員会、監査及びその他の理事長が招集する会議等に出席した場合に、1回につき5,568円を報酬として支給し、所得税については源泉徴収を行う。ただし、施設長等の法人の職員が役員の場合は支給しない。

(改廃)

第3条 本規程は、評議員会の議決を経て改廃することができる。

附 則

この規程は、平成29年6月13日から施行する。